様式第19（第２条第８項関係）

［略］

［注１～８　略］

様式第20（第２条第８項関係）

［略］

［注１～６　略］

様式第21（第３条第１項関係）

伝送路設備設置状況報告

都道府県別種類別回線数

年３月31日現在

事業者名

種類／都道府県	有線				無線
	二線式	同軸	光信号伝送用	その他	
合計					

［注１・２　略］

３　「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

４　［略］

様式第27（第７条の３関係）

［略］

［注１～11　略］

12　「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第五十八条第二項第一号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。

［13・14　略］

様式第19（第２条第４項関係）

［同左］

［注１～８　同左］

様式第20（第２条第４項関係）

［同左］

［注１～６　同左］

様式第21（第３条第１項関係）

伝送路設備設置状況報告

単位指定区域別種類別回線数

年３月31日現在

事業者名

種類／単位指定区域	有線				無線
	二線式	同軸	光信号伝送用	その他	
合計					

［注１・２　同左］

３　「単位指定区域」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

４　［同左］

様式第27（第７条の３関係）

［同左］

［注１～11　同左］

12　「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第五十八条第一号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。

［13・14　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正）

第三条　第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（用語） **第二条**　［略］ ２　この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。 ［一～四　略］	（用語） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～四　同上］